

「男女共同参画社会」の中の「男女」概念について

権野 信雄

On the Concept of “Danjo” in a “Danjokyoudousankaku” Society

Nobuo SHIINO

Abstract

The Japanese Government enforced “danjokyoudousankakusyakaikihonhou”, the basic law for a gender-equal society (Law No. 78 of 1999), on the 23th of June in 1999. This paper attempts to analyze the concept of “danjo” in a “society” prescribed by legal formalities (laws and ordinances) _ one of the texts _ in Japan.

It is said in the basic law that it has become a matter of urgent importance to realize a Gender-equal Society in which men and women respect the other's human rights and share their responsibilities, and every citizen is able to fully exercise their individuality and abilities regardless of gender. In light of this situation, it is vital to position the realization of danjokyoudousankakusyakai (a Gender-equal Society) as a top-priority task in determining the framework of 21st-century Japan. When, however, we read the preamble of the basic law, we cannot understand the fundamental difference between danjokyoudousankakusyakai to be realized and the status quo of present-day Japanese society. We wonder what kind of society the danjokyoudousankakusyakai to be realized is, and what concept the concept of danjo in the danjokyoudousankakusyakai is. We can point out that the concept of danjo in the Japanese laws is based upon the sex concepts.

1. はじめに

日本国政府は1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)を公布・施行した。同時並行的に各地方自治体は「男女共同参画」に関する条例に取り組み始めていた。都道府県レベルでは、埼玉県と東京都が2000年4月から条例を施行した。内閣府の調査によると、2002年8月8日時点で、男女共同参画に関する条例を制定しているのは、都道府県の8割近く(36自治体)、政令指定都市(12市)の4割(5市)であり、市・区では7%、町村では1%未満となっている。私の居住する神奈川県でも、2002年の4月から「男女共同参画推進条例」を施行し、政令指定都市の横浜市と川崎市も2001年から条例を施行している。「男女共同参画社会基本法」が制定される前後には以下のような政府の動きがあった。()内は国連や国際機関の動きである。

- (1975. 7. 2. 国際婦人年・第1回世界女性会議(メキシコシティ)「女性の地位向上のための世界行動計画」採択。)
1975. 9. 23. 総理府に「婦人問題企画推進本部」(本部長:内閣総理大臣)を設置。
1977. 1. 27. 「国内行動計画」決定。
- (1979. 12. 18. 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択。)
- (1980. 7. 30. 国連女性の10年中間年世界会議・第2回世界女性会議(コペンハーゲン))
1985. 6. 25. 「女子差別撤廃条約」批准。
- (1985. 7. 26. 国連女性の10年最終年世界会議・第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択。)
1987. 5. 7. 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。
- (1990. 5. 24. 国連経済社会理事会・国連女性の地位委員会「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択。)
1991. 5. 30. 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」を決定。
1994. 6. 24. 総理府が、婦人問題担当室と婦人問題企画推進有識者会議を改組し、「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を設置(政令)。
1994. 7. 12. 総理府が、婦人問題企画推進本部を改組し「男女共同参画推進本部」を設置。(本部長:内閣総理大臣、副部長:内閣官房長官・女性問題担当大臣)
- (1995. 9. 15. 第4回世界女性会議「北京宣言」「行動綱領」採択。)
1996. 6. 26. 男女共同参画審議会(縫田曄子会長)が、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」を首相に答申。
1996. 9. 3. 総理府「男女共同参画推進連携会議」発足。
1996. 12. 13. 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年度までの国内行動計画—」発表。
1997. 3. 26. 「男女共同参画審議会設置法」公布。
1997. 6. 16. 橋本首相「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項について」諮問。
1997. 6. 16. 審議会に基本問題部会を設置。
1997. 7. 1. 男女共同参画室が第1回報告書「男女共同参画の現状と施策」を発表。
1998. 2. 16. 基本問題部会に基本法検討小委員会を設置。
1998. 6. 16. 基本問題部会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」発表。
1998. 7. 17. 総理府「男女共同参画の現状と施策—男女共同参画2000年プランに関する報告書(第2回)」(男女共同参画白書)発表。
1998. 10. 10. 総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート調査」発表。
1998. 11. 4. 男女共同参画審議会(岩男寿美子会長)(基本法検討小委員会:古橋源六郎委員長)が「男女共同参画社会基本法について」を首相(小淵内閣総理大臣)に答申。
1998. 11. 20. 内閣府に「男女共同参画担当局」を設置。
1999. 6. 23. 「男女共同参画社会基本法」公布・施行。
2000. 3. 24. 「埼玉県男女共同参画推進条例」公布。
2000. 3. 31. 「東京都男女平等参画基本条例」公布。

2000. 6. 7. 「男女共同参画会議令」公布。

(2000. 6. 10. 女性2000年会議・第5回世界女性会議(ニューヨーク))

2000. 9. 26. 男女共同参画審議会が「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要議題—」を首相に答申。

2000. 12. 12. 「男女共同参画基本計画」発表。(閣議決定)

2001. 1. 23. 内閣府に「男女共同参画会議」を設置。

2001. 4. 1. 「横浜市男女共同参画推進条例」施行。

2001. 10. 1. 「男女平等かわさき条例」施行。

2002. 4. 1. 「神奈川県男女共同参画推進条例」施行。

本稿はこのような日本国の法規(法令や条例)テキスト(1)において規定されている或る「社会」における「男女」の概念分析(2)を試みるものである。まずは、「基本法」を読んでみよう。(3)「基本法」は、前文から始まっているが、この「前文」は法案段階では無かったものであり、国会通過の際に、修正されて追加されたものである。

2. 「男女共同参画社会基本法」を読む

前文の第1文では、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ」と、日本国憲法の理念が強調され、「男女平等の実現」に向けた取組の一層の努力の必要性が述べられている。第2文では、社会経済情勢の変化に対応するために「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現の緊急性が述べられている。第3文では、「男女共同参画社会の実現」が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であり、社会のあらゆる分野において促進施策の推進が重要だと述べられている。

ここまで読んできて、読み手は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」が「男女共同参画社会の実現」となっていることを理解する。だが実現しようとする「男女共同参画社会」とはどのような「社会」であるのかは分からない状態に置かれている。実現前の現在の日本「社会」(我が国)と、この実現すべき「男女共同参画社会」がどのように異なっているのかあるいは同じなのか分からない状態なのである。

前文の最後の文で「男女共同参画社会の形成についての基本理念」を明らかにすることが予告され、この法律の制定目的が述べられて、前文が終了する。

前文の次には第1章総則がきて、(目的)第1条が書かれている。この第1条は、前文と重複する形ではあるが、この法律の目的が述べられている。「男女の人権が尊重され」る社会の実現が緊要であり、「男女共同参画社会の形成の促進」が説かれているが、「男女の人権の尊重」と「男女共同参画社会」形成の関連性は明示的には述べられていないのである。

(定義)第2条でやっと「男女共同参画社会」の定義が述べられる。「男女共同参画社会」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であることが明示されている。しかしながら、この定義を読んでも、先ほど提起した、実現前の現在の日本「社会」(我が国)と、この実現すべき「男女共同参画社会」がどのように異なっているのかあるいは同じなのか分からない状態なのであるという疑問は、解消し

ないのである。解消どころか疑問がさらに付け加わる。前文で述べられた「男女平等の実現」と、定義で書かれている「社会の対等な構成員」および「均等に……利益を享受する」は同じことを意味しているのか、あるいは違うのかという疑問が出てくるはずである。さらに「男女共同参画社会」とは、男女が共同で参画する社会のこのようであるが、「男女が共同で」とはどういう意味なのか明確でないのである。

このような状態において、「男女共同参画社会の形成についての基本理念」が5つ述べられていく。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」である。

第3条（男女の人権の尊重）では、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」が旨とされることが述べられている。単に人権の尊重という表現と、男女の人権の尊重という表現では、人権概念になにか変化があるのだろうか、あまり定かではない。

第4条（社会における制度又は慣行についての配慮）では「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること」が指摘されている。「性別による固定的な役割分担等」を反映した「社会の制度や慣行」が「中立でない」影響を及ぼすと述べられ、男女共同参画社会形成への阻害要因の可能性として示唆されている。

第5条（政策等の立案及び決定への共同参画）では、「男女が、社会の対等な構成員として」政策等の立案や決定への共同参画機会の確保が旨だと述べられている。

第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）では、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにする」と述べられている。家族の一員としての役割ということは、第4条で述べていた「性別による固定的な役割分担等」を助長することにならないのだろうか。また、家庭生活とその他の活動の両立を強調することは、家庭生活を営まない人々を排除することにならないのだろうか。

最後に第7条（国際的協調）が述べられている。

3. 「男女共同参画社会」における「男女」概念

さて、以上が「男女」の概念分析をするのに使用する「基本法」テキストの全体である。「男女共同参画社会」における「男女」とはどのような概念であるのか。そして『「男女」共同参画社会』とはどのような「社会」なのだろうか。

上記のテキストにおいて顕著なことは、絶えず「男女」という言葉が、常に「主格」（主語）の位置として用いられていることである。「男女平等」「男女の人権の尊重」「男女が、社会の対等な構成員として、……参画する……」などなど。このテキスト「社会」においてはあらゆる行為動詞の主語（＝主体）になるのは、いつも「男女」となっているのだ。

しかし、この「男女」は、このテキスト「社会」では無定義なのである。つまりこの「男女」は、このテキストにおいては定義がなく、このテキスト以外のところから規定されるものとなっている。言うなれば、この「男女」は自然（言語）概念なのである。ではどのような自然概念なのだろうか？

まずは、このテキストは法律なので、前文にも出てくる「日本国憲法」でうたわれている「個人の

尊重」と「法の下での平等」の具体的条項である第13条と第14条を確認しておこう。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。

All of the people shall be respected as individuals.

第14条 1 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.

ここでは、日本国憲法の中の「性別」（あるいは両性）(4)が sex 概念 (sex, both sexes, the sexes) であることを確認しておこう。「男女平等」とは、the equality of the sexes という言葉で表現される概念なのである。ちなみに「基本法」においては「男女平等」の仮英訳は genuine equality between women and men となっている。(つまり「女と男の真の平等」という表現である。)

ここで指摘できる「基本法」における「男女」概念の特徴の一つは、「男女」という表現に表れているように、絶えず「男」が先で「女」が後という順序（秩序）は一貫していることである。「女男」となることはないのである。男女共同参画社会とはそのような「社会」であるようだ。

また、「基本法」では「男女」がまさに一つの概念になっており、「男」と「女」（あるいは「女」と「男」：men and women ,or women and men）ではなく、男女（女男）という形で常に一対（ペア）で一つの概念になっているのだ。「女」あるいは「男」が別々に存在することはなく、絶えず「対」概念であり、「対」概念以外の表現ができなく、「女」か「男」以外の表現もできない「社会」のようである。

さて、先ほど見たように「日本国憲法」における「性別」（男女両性）概念が sex 概念であったが、「基本法」における「男女共同参画社会」の仮英訳の表現は Gender-equal Society となっている。すなわち、実現すべき「男女共同参画社会」とは「ジェンダー平等社会」となっているのだ。

他にも、「男女間の格差」は gender disparities、「性別による差別的取扱い」は gender-based discriminatory treatment、「性別による固定的な役割分担」は the stereotyped division of roles on the basis of gender と、gender 概念が使用されている。

基本法の前文の第2文における「性別にかかわらず」も、regardless of gender という表現になっている。ところがこの前文の「性別にかかわらず」を「ジェンダーにかかわらず」と読める人はほとんどいないだろう。「性別にかかわらず」＝「性別に関係なく」は、(regardless of sex あるいは without distinction of sex あるいは irrespective of sex として) sex 概念で理解するのが自然言語概念であろう。

ここに「男女共同参画社会」における「男女」概念に混乱が生じていることを見て取ることができるだろう。実現すべき「男女共同参画社会」とはジェンダー平等社会なのであるが、そのことは「基本法」には一言も明言されていないし、示唆もされていない。「憲法」を初めとする法令テキストには、sex 概念に基づく性別（男女）表現しかないのであるが、「基本法」で実現がめざされている「男女共同参画社会」とはジェンダー平等社会だと英語版ではなっている。しかし「基本法」には「ジェンダー」概念が使用されておらず、読み手は sex 概念の「性別」（男女）でしか、読まないのである。「男女共同参画社会」が「ジェンダー平等社会」であると読むことはどこにも明記されていないのだ。ここに、先ほどみた実現前の現在の日本「社会」（我が国）と、この実現すべき「男女共同参画社会」がどのように異なっているのかが分からない最大の原因があるのだろう。

「基本法」における「男女平等」「対等な構成員」「均等に享受」の仮英語版の表現も、genuine equality between women and men, equal partners, enjoy …… equally となっており、すべて equality 系の単語であり、差異はないのである。

第4条で男女共同参画社会形成の阻害要因として指摘されている「性別による固定的な役割分担」に関しても、「固定的な」(stereotyped) なものが否定されているだけであり、「性別による役割分担」それ自体が否定されているわけではない。この「性別による」も仮英語版では on the basis of gender となっているが、「基本法」条項ではこの「性別による」は自然概念として on the basis of sex と読まれるのであり、性別 (sex) による役割分担そのものは否定されないのだ。

「基本法」の中の「男女」において、唯一、形容句がついている表現が第6条の「家庭を構成する男女」である。ここにおいて「基本法」の中の「男女」とは少なくとも潜在的には「家庭を構成する」ことになっており、「家庭を構成する男女」だけを優遇する社会となるようである。この条項が依拠していると思われるILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の趣旨を生かすならば、「家族を構成する男女」と、その他の男女との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性が説かれなければならないが、ここでは「家族を構成する男女」しか想定されていないようである。

4. おわりに

以上が、実現がめざされている「男女共同参画社会」の中に登場する「男女」概念の内実であるようだ。実現される「男女共同参画社会」とは、性別 (sex) 概念に規定された男女だけが、(性別にかかわらず=男女の別なく) 社会のあらゆる分野に参画する「社会」である。ということは「男女共同参画社会」とは、現在の日本「社会」(我が国)よりも、男女平等の標題の下に、逆説的に、より sex 中心の (=sexist) (5)社会になるようである。

付記：

本稿は、文教大学国際学部共同研究費(2001年度)の助成を得て行った研究プロジェクト『記憶の身体』の研究成果の一部であり、第75回日本社会学会大会(大阪大学豊中キャンパス)2002年11月17日(日)一般研究報告(3)(9時30分~12時30分)性・ジェンダー2教室(A302)で報告した原稿に加筆修正したものである。

註：

- (1)このテキスト概念については、D. Smith 1990を参照。
- (2)概念分析に関しては、クルター1998を参照。
- (3)参考資料を参照。
- (4)例えば第24条などを参照。
- (5)英語では sexism = 性差別主義・男女差別主義・女性差別主義 / sex (中心) 主義である。

参考文献

- 赤川学「ジェンダー・フリーをめぐる一考察」『大航海』No.43, pp.64-73.
- 上野千鶴子／大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの—策定までのウラオモテ—」(財)横浜市女性協会編『女性施設ジャーナル5』学陽書房1999, pp.76-121. (上野編 pp.9-77.に再録)
- 上野千鶴子編『ラディカルに語れば…』平凡社2001
- 大沢真理「政策決定システムにおけるジェンダーの主流化」山口・神野編『2025年 日本の構想』岩波書店2000, (第8章) pp.161-173.
- 大沢真理「対談補論—予想外の進展と予想どおりの反発」上野編2001, pp.78-92.
- 大沢真理「男女共同参画社会の実現をめざして」『日本女子大学教養特別講義』(35集) 2001, pp.230-245.
- 大沢真理「男女共同参画社会基本法の背景」『市民政策』(第15号) 2001, pp.4-11.
- 大沢真理「なぜ、男女共同参画社会基本法が必要なのか」大沢(編集代表) 2002 (第3章)、pp.62-92.
- 大沢真理『男女共同参画社会をつくる』(NHK ブックス) 日本出版放送協会2002
- 大沢真理(編集代表)『(改訂版) 21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい2000.
- 大沢・朴木・福島・前田「男女平等の確立が日本社会の「不安」を解消する」「世界」編集部編『21世紀のマニフェスト』岩波書店2001 (5章), pp.201-239.
- クルター、ジェフ(西阪仰訳)『心の社会的構成—ヴィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点—』新曜社1998. (Jeff Coulter, *The Social Construction of Mind : Studies in Ethnomethodology and Linguistic Philosophy*, Macmillan, 1979.)
- 国広陽子「男女共同参画社会と女性の政治参画」『かながわ女性ジャーナル18号』(神奈川県立かながわ女性センター) 2000. pp.6-32.
- 関哲夫編『資料集・男女共同参画社会』ミネルヴァ書房2001.
- 総理府男女共同参画室編『男女共同参画2000年プラン&ビジョン』大蔵省印刷局1997.
- 内閣府編『(平成14年版) 男女共同参画白書』財務省印刷局2002.
- 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画基本計画』財務省印刷局2001.
- 船橋邦子『ここが知りたい!そこが聞きたい!男女共同参画社会基本法』(ウィメンズブックス・ブックレット6) ウィメンズブックストア松香堂1999.
- 山下・橋本・斉藤『男女共同参画推進条例のつくり方』ぎょうせい2001.
- Smith, Dorothy. 1990. *Texts, Facts and Femininity*. Routledge.

参考資料

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（条文）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成11年5月21日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成11年6月11日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、

男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差

別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会(別に定める経過措置)第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議 平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズマン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議 平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における

調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

The Basic Law for a Gender-equal Society (Law No. 78 of 1999)
(Tentative Translation in English)

Contents

The Preamble

Chapter 1 General Provisions (Articles 1-12)

Chapter 2 Basic Policies Related to Promotion of Formation of a Gender-equal Society (Articles 13-20)

Chapter 3 The Council for Gender Equality (Articles 21-26)

Supplementary Provisions

Considering respect for individuals and equality under the law expressly stipulated under the Constitution, steady progress has been made in Japan through a number of efforts toward the realization of genuine equality between women and men together with efforts taken by the international community. However, even greater effort is required.

At the same time, to respond to the rapid changes occurring in Japan's socioeconomic situation, such as the trend toward fewer children, the aging of the population, and the maturation of domestic economic activities, it has become a matter of urgent importance to realize a Gender-equal Society in which men and women respect the other's human rights and share their responsibilities, and every citizen is able to fully exercise their individuality and abilities regardless of gender.

In light of this situation, it is vital to position the realization of a Gender-equal Society as a top-priority task in determining the framework of 21st-century Japan, and implement policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society in all fields.

This law is hereby established in order to clarify the basic principles with regard to formation of a Gender-equal Society, to set a course to this end, and to promote efforts by the State and local governments and citizens with regard to formation of a Gender-equal Society comprehensively and systematically.

Chapter 1 General Provisions

(Purpose)

Article 1

In consideration of the urgency of realizing an affluent and dynamic society in which the human rights of both women and men are respected and which can respond to changes in socioeconomic circumstances, the purpose of this law is to comprehensively and systematically promote formation of a Gender-equal Society by laying out the basic principles in regard to formation of such a society, clarifying the responsibilities of the State and local governments and citizens, and also stipulating provisions to form the basis of policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society.

(Definitions)

Article 2

Under this law, the following definitions shall apply:

- (1) Formation of a Gender-equal Society: Formation of a society where both women and men shall be given equal opportunities to participate voluntarily in activities in all fields as equal partners in the society, and shall be able to enjoy political, economic, social and cultural benefits equally as well as to share responsibilities.
- (2) Positive action: Positive provision of the opportunities stipulated in the preceding item to either women or men within the necessary limits in order to redress gender disparities in terms of such opportunities.

(Respect for the Human Rights of Women and Men)

Article 3

Formation of a Gender-equal Society shall be promoted based on respect for the human rights of women and men, including: respect for the dignity of men and women as individuals; no gender-based discriminatory treatment of women or men; and the securing of opportunities for men and women to exercise their abilities as individuals.

(Consideration to Social Systems or Practices)

Article 4

In consideration that social systems or practices can become factors impeding formation of a Gender-equal Society by reflecting the stereotyped division of roles on the basis of gender, etc., thus having a non-neutral effect on the selection of social activities by women and men, care should be taken so that social systems and practices have as neutral an impact as possible on this selection of social activities.

(Joint Participation in Planning and Deciding Policies, etc.)

Article 5

Formation of a Gender-equal Society shall be promoted based on securing opportunities for women and men to participate jointly as equal partners in the society in planning and deciding policies of the State or local governments, or policies of private bodies.

(Compatibility of Activities in Family Life and Other Activities)

Article 6

Formation of a Gender-equal Society shall be promoted so that women and men can perform their roles smoothly as household members in home-related activities, including child-raising and nursing of family members through mutual cooperation and social support, and can thus perform activities other than these.

(International Cooperation)

Article 7

In consideration of the close relationship between internal promotion of formation of a Gender-equal Society and efforts by the international community, formation of a Gender-equal Society shall be promoted based on international cooperation.

(Responsibility of the State)

Article 8

The State is responsible for the comprehensive formulation and implementation of policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society (including positive action. The same shall apply hereinafter.) pursuant to the basic principles on formation of a Gender-equal Society prescribed in Articles 3 to 7 (hereinafter referred to as the “basic principles”).

(Responsibility of Local Governments)

Article 9

Local governments are responsible for the formulation and implementation of policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society corresponding to national measures, and other policies in accordance with the nature of the areas of local governments, pursuant to the basic principles.

(Responsibility of Citizens)

Article 10

Citizens shall make efforts to contribute to formation of a Gender-equal Society in all areas of society, including workplaces, schools, the local community and the home, pursuant to the basic principles.

(Legislative Measures, etc.)

Article 11

The Government shall take legislative, financial and other measures required to implement the policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society.

(Annual Reports, etc.)

Article 12

1. The Government shall submit annually to the Diet a report on the state of formation of a Gender-equal Society and the policies implemented by the Government related to promotion of formation of a Gender-equal Society.

2. The Government shall make and submit annually to the Diet a document explaining the policies the Government is going to implement related to promotion of formation of a Gender-equal Society, considering the state of formation of the society described in the report in the preceding paragraph.

Chapter 2 Basic Policies Related to Promotion of Formation of a Gender-equal Society

(Basic Plan for Gender Equality)

Article 13

1. The Government shall establish a basic plan with regard to the promotion of formation of a Gender-equal Society (hereinafter referred to as “Basic Plan for Gender Equality”), in order to comprehensively and systematically implement policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society.

2. The Basic Plan for Gender Equality shall stipulate the following items:

- (1) The outline of the policies which should be implemented comprehensively and over the long term related to promotion of formation of a Gender-equal Society.

- (2) Besides the preceding item, matters required to comprehensively and systematically implement policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society.
 3. The Prime Minister of Japan shall formulate a draft of the Basic Plan for Gender Equality and ask the Cabinet for its decision, after hearing the opinion of the Council for Gender Equality.
 4. The Prime Minister shall announce the Basic Plan for Gender Equality without delay, when the Cabinet has made its decision in accordance with the preceding paragraph.
 5. The preceding two paragraphs shall apply mutatis mutandis to changes of the Basic Plan for Gender Equality.
- (Prefectural Plans for Gender Equality, etc.)

Article 14

1. Taking into consideration the Basic Plan for Gender Equality, the prefectures shall establish basic plans with regard to policies related to the promotion of formation of a Gender-equal Society within the areas of the prefectures (hereinafter referred to as “Prefectural Plans for Gender Equality”).
 2. Prefectural Plans for Gender Equality shall stipulate the following items:
 - (1) The outline of the policies which should be implemented comprehensively and over the long term related to promotion of formation of a Gender-equal Society within the areas of the prefectures.
 - (2) Besides the preceding item, matters required to comprehensively and systematically implement policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society within the areas of the prefectures.
 3. Taking into consideration the Basic Plan for Gender Equality and Prefectural Plans for Gender Equality, the municipalities shall make efforts to establish basic plans with regard to policies related to the promotion of formation of a Gender-equal Society within the areas of the municipalities (hereinafter referred to as “Municipal Plans for Gender Equality”).
 4. When the prefectures or the municipalities establish or modify their Prefectural Plans for Gender Equality, or their Municipal Plans for Gender Equality, they shall announce them without delay.
- (Consideration in Formulation of Policies, etc.)

Article 15

When formulating and implementing policies recognized as influencing formation of a Gender-equal Society, the State and local governments shall consider formation of a Gender-equal Society.

(Measures to Increase Understanding of Citizens)

Article 16

The State and local governments shall take appropriate measures through public relations activities, etc., to increase understanding of citizens on the basic principles.

(Handling Complaints, etc.)

Article 17

The State shall take necessary measures for handling complaints in regard to policies

implemented by the government which are related to promotion of formation of a Gender-equal Society or which are recognized as influencing formation of a Gender-equal Society, and, necessary measures intended for relief of victims whose human rights have been infringed through factors impeding formation of a Gender-equal Society including gender-based discriminatory treatment.

(Study and Research)

Article 18

The State shall make efforts to promote necessary study and research for the formulation of policies related to promotion of formation of a Gender-equal Society, including study and research for the effect of social systems and practices on formation of a Gender-equal Society.

(Measures for International Cooperation)

Article 19

To promote formation of a Gender-equal Society based on international cooperation, the State shall make efforts to take necessary measures for exchanges of information with foreign governments and international institutions, and the smooth promotion of international mutual cooperation related to formation of a Gender-equal Society.

(Support for Local Governments and Private Bodies)

Article 20

To support policies implemented by local governments related to promotion of formation of a Gender-equal Society and the activities taken by private bodies with regard to promotion of formation of a Gender-equal Society, the State shall make efforts to take necessary measures, including providing information.

Chapter 3 Council for Gender Equality

(Council for Gender Equality)

Article 21

1. There is hereby established a Council for Gender Equality (hereinafter referred to as the “Council”) in the Prime Minister's Office.
2. The Council shall be in charge of the following tasks:
 - (1) To handle the tasks stipulated in Article 13 Paragraph 3 with regard to the Basic Plan for GenderEquality.
 - (2) In addition to the task referred to in the preceding item, to study and deliberate on basic and comprehensive policies and important matters with regard to promotion of formation of a Gender-equal Society in response to the consultation by the Prime Minister or other respective Ministers concerned.
3. The Council may submit its opinions to the Prime Minister or other respective Ministers concerned with regard to the matters stipulated in the preceding paragraph.

(Organization)

Article 22

1. The Council shall be composed of no more than 25 members.

2. Each number of women and men members of the Council may not fall below 40 percent of the total number of the members.

(Council Members)

Article 23

1. The Council members shall be appointed by the Prime Minister from among persons of learning and experience.

2. The Council members shall serve a term of two years. However, members who have stepped in as substitutes shall serve the amount of time remaining of the original member's term.

3. The Council members can be re-appointed.

4. The Council members shall serve on a part-time basis.

(Council Chairperson)

Article 24

1. The Council shall be headed by a Chairperson elected by the Council members from among the Council members.

2. The Chairperson shall preside over Council affairs and represent the Council.

3. When the Chairperson meets with an accident, a Council member designated beforehand by the Chairperson shall act as proxy Chairperson.

(Submission of Materials and Other Cooperation)

Article 25

1. The Council may seek necessary cooperation from the heads of related administrative institutions including the submission of materials, statements of views, and explanations where this is recognized as necessary in the Council's execution of its duties.

2. The Council may also seek necessary cooperation from persons other than those stipulated in the preceding paragraph, where this is recognized as especially necessary in the Council's execution of its duties.

(Stipulation by Cabinet Ordinance)

Article 26

Any necessary Council-related provisions which are not stipulated in this Chapter shall be stipulated by Cabinet ordinance.

Supplementary Provisions

(Date of Enforcement)

Article 1

This law shall enter into force on the day of promulgation.

(Abrogation of the Establishment Law of the Council for Gender Equality)

Article 2

The Establishment Law of the Council for Gender Equality (Law No. 7 of 1997) shall be abrogated.

(Transitional Measures)

Article 3

1. The Council for Gender Equality established under Article 1 of the Establishment Law of the Council for Gender Equality (hereinafter referred to as “the old Council Establishment Law”), which existed before the abrogation stipulated in the preceding article, shall become the body entitled Council for Gender Equality as established under Article 21 Paragraph 1, and shall continue to exist as the one and the same entity.

2. When this Basic Law enters into force, those members appointed to the Council under the provisions in Article 4 Paragraph 1 of the old Council Establishment Law shall be regarded as having been appointed as members of the Council for Gender Equality under the provisions of Article 23 Paragraph 1 as of the date this law enters into force. In this case, regardless of the provision in Article 23 Paragraph 2, the term of service for those persons considered to have been appointed as above shall be the same as the term remaining as of the date this law enters into force for those members appointed to the Council according to the provisions in Article 4 Paragraph 2 of the old Council Establishment Law.

3. When this Law enters into force, the Chairperson of the Council as determined in the provisions of Article 5 Paragraph 1 in the old Council Establishment Law, or the Council member designated in the provisions of Article 5 Paragraph 3, shall be stipulated as the Chairperson as of the date this law enters into force according to the provisions of Article 24 Paragraph 1 in the case of the former, or, in the case of the latter, be regarded as having been designated as the Council member carrying out the Chairperson's duties on behalf of the Chairperson under the provisions in Article 24 Paragraph 3.

(Partial Amendment of the Establishment Law of the Prime Minister's Office)

Article 4

The Establishment Law of the Prime Minister's Office (Law No. 127 of 1949) shall be partially amended as follows.

The following item shall be added after Article 4 (4):

(4-2) The draft of the Basic Plan for Gender Equality stipulated in Article 13 Paragraph 1 shall be formulated based on the provisions in Article 13 Paragraph 3 of the Basic Law for a Gender-equal Society (Law No. 78 of 1999).

The English language version of this law is a translation of an original document produced in Japanese. Any questions that may arise about the interpretation of the law shall be resolved with regard to the original Japanese document.